

長第02010002号  
令和4年2月1日

県所管介護サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部長寿社会課長  
(公印省略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について

先般お知らせしました**標記補助金の交付要件として、令和4年2月分から賃上げを実施**すること、またその旨の**報告を県に提出**することが求められています。

つきましては、**交付を希望される事業者については、下記により賃上げを行った旨の報告をお願いいたします。**(補助金の詳細については別添のリーフレット及び厚生労働省ホームページをご確認ください。)

なお、この補助金についてのコールセンターが設置されることになりましたので、**お問い合わせについては、下記コールセンターまで**お願いいたします。

#### 記

1. 報告方法 別紙報告様式を郵送により提出  
提出先：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 介護サービス指導室あて
2. 報告期限 ①**令和4年2月分から賃上げを行った場合**  
**令和4年2月28日(月)までに提出**  
②**令和4年3月から、2月分を含む賃上げを行った場合**  
**令和4年3月31日(木)までに提出**
3. 問い合わせ先 厚生労働省老健局介護職員処遇改善支援補助金コールセンター  
TEL：03-6812-7835 (受付時間：平日9:30~17:30)

(参考)

- ・介護職員処遇改善支援事業実施要綱他(案)(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)  
内、介護保険最新情報vol.1030(参考1~4)

- ・介護職員処遇改善支援補助金(きのくに介護deネット)

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>

和歌山県保健部福祉保健政策局

長寿社会課介護サービス指導室

TEL:073-441-2527